

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)(案)

事業者名	本庄観光株式会社
------	----------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
武蔵・相模	350円 85銭	350円 85銭	350円 85銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
武蔵・相模	350円 85銭	484円 62銭	350円 85銭	65円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
武蔵・相模	1	本庄シャトル便	本庄駅		本庄早稲田駅	365日	4,927.5回	往 3.0Km (平均)	往 0.0Km (平均)	往 0.0Km (平均)	往 0.0Km (平均)	100%	29,565.0km	
								復 3.0Km	復 0.0Km	復 0.0Km	復 0.0Km			
								往 . Km	往 . Km	往 . Km	往 . Km			
								復 . Km	復 . Km	復 . Km	復 . Km			
合計	系統							往 3.0Km (平均)	往 0.0Km (平均)	往 0.0Km (平均)	往 0.0Km (平均)		29,565.0km	
								復 3.0Km	復 0.0Km	復 0.0Km	復 0.0Km			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ × ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト × ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ × ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ × 1/2 = ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
武蔵・相模	1	10,372,880円	65円 68銭	1,941,830円	8,431,050円	8,431,050円	8,431千円	4,215.5千円		3,979千円
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		10,372,880円	65円 68銭	1,941,830円	8,431,050円	8,431,050円	8,431千円	4,215千円		3,979千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合															
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要							
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合								
武蔵・相模	1	8,431,050 円																	
		円																	
		円																	
		円																	
合計		8,431,050 円	4,452,050 円				4,452,050 円	100 %											

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
武蔵・相模	1	65 円 68 銭	65 円 68 銭	65 円 68 銭	0.00 %	65 円 68 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用) (案)

事業者名	本庄観光株式会社
------	----------

平成27年度

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
武蔵・相模	350円 85銭	350円 85銭	350円 85銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前々年度をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
武蔵・相模	350円 85銭	484円 62銭	350円 85銭	65円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	
			起点	主な経由地	終点			往	復	往	復				往
武蔵・相模	1	本庄シャトル便	本庄駅		本庄早稲田駅	365日	4,927.5回	往 3.0Km (平均)	復 3.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	100%	29,565.0km
								往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
								往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
								往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
合計	系統						往 3.0Km (平均)	復 3.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km		29,565.0km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ × ヲ 以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト × ヲ 以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ × ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ × 1/2 = ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
武蔵・相模	1	10,372,880円	65円 68銭	1,941,830円	8,431,050円	8,431,050円	8,431千円	4,215.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		10,372,880円	65円 68銭	1,941,830円	8,431,050円	8,431,050円	8,431千円	4,215千円	3,998千円	3,998千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合															
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要							
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合								
武蔵・相模	1	8,431,050 円																	
		円																	
		円																	
		円																	
合計		8,431,050 円	4,433,050 円				4,433,050 円	100 %											

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
武蔵・相模	1	65 円 68 銭	65 円 68 銭	65 円 68 銭	0.00 %	65 円 68 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用貨運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)(案)

事業者名	本庄観光株式会社
------	----------

平成28年度

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	1,942千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	1,942千円
	営業費用	10,373千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	10,373千円
	営業損益	8,431千円	営業外損益	千円	経常損益	8,431千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		29,565.0 km		経常収支率		18.72%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
武蔵・相模	350円 85銭	350円 85銭	350円 85銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
武蔵・相模	350円 85銭	484円 62銭	350円 85銭	65円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	
			起点	主な経由地	終点			往	復	往	復				往
武蔵・相模	1	本庄シャトル便	本庄駅		本庄早稲田駅	366日	4,941回	往 3.0Km (平均)	復 3.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	100%	29,646.0km
								往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
								往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
								往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
合計	系統						往 3.0Km (平均)	復 3.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km		29,646.0km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
武蔵・相模	1	10,401,299円	65円 68銭	1,941,830円	8,459,469円	8,459,469円	8,459千円	4,229.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		10,401,299円	65円 68銭	1,941,830円	8,459,469円	8,459,469円	8,459千円	4,229千円	3,999千円	3,999千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合															
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要							
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合								
武蔵・相模	1	8,459,469 円																	
		円																	
		円																	
		円																	
合計		8,459,469 円	4,460,469 円		%	4,460,469 円	100 %		%		%		%						

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
武蔵・相模	1	65 円 68 銭	65 円 68 銭	65 円 68 銭	0.00 %	65 円 68 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	
		円 銭	円 銭	円 銭	%	

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用) (案)

事業者名	朝日自動車株式会社
------	-----------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	4,628 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,628 千円
	営業費用	30,873 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	30,873 千円
	営業損益	26,245 千円	営業外損益	千円	経常損益	26,245 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	4 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	2,645.7 時間	経常収支率	14.99 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
武蔵・相模	2,917円 28銭	2,624円 29銭	2,624円 29銭	437円 31銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
武蔵・相模	1	本庄北	本庄市		294 日	2,453 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,453 時間
	2	本庄南	本庄市		294 日	2,352 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,352 時間
武蔵・相模	3	児玉市街地	本庄市		294 日	2,838 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,838 時間
	4	児玉山間	本庄市		294 日	2,940 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,940 時間
合計	系統						4 時間	0 時間	0 時間		10,583 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 $\text{ト} \times \text{ワ}$ 以下の額:カ	経常収益の見込額 $\text{チ} \times \text{ワ}$ 以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ - ヨ = タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ × ヲ = ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ × 1/2 = ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	6,437,383 円	1,072,722 円	5,364,661 円	5,364,661 円	5,364 千円	2,682.0 千円		
	2	6,172,330 円	1,028,554 円	5,143,776 円	5,143,776 円	5,143 千円	2,571.5 千円		
武蔵・相模	3	7,447,735 円	1,241,086 円	6,206,649 円	6,206,649 円	6,206 千円	3,103.0 千円		
	4	7,715,412 円	1,285,692 円	6,429,720 円	6,429,720 円	6,429 千円	3,214.5 千円		
合計		27,772,860 円	4,628,054 円	23,144,806 円	23,144,806 円	23,142 千円	11,571 千円	10,925 千円	10,925 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
武蔵・相模	1	6,083,365 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	5,832,888 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
武蔵・相模	3	7,038,154 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	7,291,111 円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		26,245,518 円	15,320,518 円	円	%	15,320,518 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)(案)

事業者名	朝日自動車株式会社
------	-----------

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	4,628 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,628 千円
	営業費用	30,873 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	30,873 千円
	営業損益	26,245 千円	営業外損益	千円	経常損益	26,245 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	4 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	2,645.7 時間	経常収支率	14.99 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	2,917円 28銭	2,624円 29銭	2,624円 29銭	437円 31銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
武蔵・相模	1	本庄北	本庄市		292 日	2,437 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,437 時間
	2	本庄南	本庄市		292 日	2,336 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,336 時間
武蔵・相模	3	児玉市街地	本庄市		292 日	2,822 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,822 時間
	4	児玉山間	本庄市		292 日	2,920 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,920 時間
合計	系統						4 時間	0 時間	0 時間		10,515 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	6,395,394 円	1,065,725 円	5,329,669 円	5,329,669 円	5,329 千円	2,664.5 千円		
	2	6,130,341 円	1,021,557 円	5,108,784 円	5,108,784 円	5,108 千円	2,554.0 千円		
武蔵・相模	3	7,405,746 円	1,234,089 円	6,171,657 円	6,171,657 円	6,171 千円	3,085.5 千円		
	4	7,662,926 円	1,276,946 円	6,385,980 円	6,385,980 円	6,385 千円	3,192.5 千円		
合計		27,594,407 円	4,598,317 円	22,996,090 円	22,996,090 円	22,993 千円	11,496 千円	10,906 千円	10,906 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
武蔵・相模	1	6,043,686 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	5,793,209 円											
武蔵・相模	3	6,998,475 円											
	4	7,241,511 円											
合計		26,076,881 円	15,170,881 円	円	%	15,170,881 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)(案)

事業者名	朝日自動車株式会社
------	-----------

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	4,628 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,628 千円
	営業費用	30,873 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	30,873 千円
	営業損益	26,245 千円	営業外損益	千円	経常損益	26,245 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	4 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	2,645.7 時間	経常収支率	14.99 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
武蔵・相模	2,917円 28銭	2,624円 29銭	2,624円 29銭	437円 31銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
武蔵・相模	1	本庄北	本庄市		293 日	2,445 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,445 時間
	2	本庄南	本庄市		293 日	2,344 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,344 時間
武蔵・相模	3	児玉市街地	本庄市		293 日	2,830 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,830 時間
	4	児玉山間	本庄市		293 日	2,930 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2,930 時間
合計	系統						4 時間	0 時間	0 時間		10,549 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 $\text{ト} \times \text{ワ}$ 以下の額:カ	経常収益の見込額 $\text{チ} \times \text{ワ}$ 以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	6,416,389 円	1,069,223 円	5,347,166 円	5,347,166 円	5,347 千円	2,673.5 千円		
	2	6,151,335 円	1,025,055 円	5,126,280 円	5,126,280 円	5,126 千円	2,563.0 千円		
武蔵・相模	3	7,426,740 円	1,237,588 円	6,189,152 円	6,189,152 円	6,189 千円	3,094.5 千円		
	4	7,689,169 円	1,281,319 円	6,407,850 円	6,407,850 円	6,407 千円	3,203.5 千円		
合計		27,683,633 円	4,613,185 円	23,070,448 円	23,070,448 円	23,069 千円	11,534 千円	10,905 千円	10,905 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
武蔵・相模	1	6,063,526	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	5,813,049	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
武蔵・相模	3	7,018,314	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	7,266,311	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		26,161,200	円	15,256,200	円		%	15,256,200	円	100	%		円		%		円		%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類